

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 六

告 示

○平成二十四年度年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件 六

○道路の区域を変更する件三件 六

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件 七

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 七

○土地改良事業の工事の完了について届出があった件 七

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第三号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十一年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二相双信用組合の項中「相馬西支店」の下に、「いわき支店」を加え、同表たむら農業協同組合の項中「要田支店」を削る。

附 則

この規則中別表第二相双信用組合の項の改正規定は平成二十五年三月四日から、同表たむら農業協同組合の項の改正規定は同月十一日から施行する。

告 示

（出納総務課）

福島県告示第十五号

平成二十四年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。
平成二十五年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 原種の配付数量

種類	品種名	数量（単位 キログラム）
水稲	コシヒカリ	一四、一九六
	ひとめぼれ	五、三四〇
	天のつぶ	一、一八〇
	あきたこまち	五二〇
	チヨニシキ	六八〇
	まいひめ	四〇
	たかねみのり	四〇
	夢の香	二四
	こがねもち	七八〇
	水稲合計	二二、八〇〇
大豆	タチナガハ	一四四
	ふくいぶき	二〇
	コスズ	二〇
	すずほのか	四
	あやこがね	二六〇
	大豆合計	四四八

二 原種の配付価格

原種	単位	価格（消費税及び地方消費税を除く。）
水稲	一キログラム	三六〇円
	一キログラム	三二九円
大豆	一キログラム	三二九円
	一キログラム	三二九円

（水田畑作課）

福島県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十五年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道本宮 停車場線	本宮市本宮字九縄二〇 番四地先から 同 市本宮字中條二二 番地先まで	変更前 変更後の別	一〇・九 三三・八	二二二・六 (メートル)
	本宮市本宮字九縄二〇 番六地先から 同 市本宮字中條二二 番地先まで	変更後	一〇・九 三三・八	一五二・八

(道路計画課)

福島県告示第百十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十五年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熱塩 加納山都 西会津線	喜多方市山都町一ノ木 字越戸乙四〇九九番一 地先から 同 市山都町一ノ木 字西高石乙四一一九番 二地先まで	変更前 変更後の別	四・九 一七・二	四三三・五 (メートル)
	同 市山都町一ノ木 字西高石乙四一一九番 二地先まで	変更後	一〇・〇 三三・〇	四二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十五年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市遠野町大平字 皿貝一四番三地先から 同 市遠野町字石畑 七二番一 地先まで	変更前 変更後の別	一一・〇 六八・〇	九二九・〇 (メートル)
	同 市遠野町字石畑 七二番一 地先まで	変更後	一四・〇 一一四・〇	九二九・〇

(道路計画課)

福島県告示第百十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十五年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 土地区画整理事業の名称 喜多方市幸町地区沿道整備街路事業
- 二 施行者の名称 喜多方市
- 三 施行地区 喜多方市字御清水及び字梅竹の各一部の区域
- 四 事業所の所在地 喜多方市字御清水東七千二百四十四番地二
- 五 施行認可の年月日 平成二十一年九月九日
- 六 変更認可の年月日 平成二十五年二月二十六日
- 七 変更の内容 事業施行期間
変更前 平成二十一年九月九日から平成二十五年三月三十一日まで
変更後 平成二十一年九月九日から平成二十六年三月三十一日まで
(まちづくり推進課)

公 告

公告第四十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年二月十四日
- 二 名称

特定非営利活動法人みんなのとなり組

三 代表者の氏名

堀 有伸

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市原町区本町二丁目九十番地一号

五 定款に記載された目的

この法人は、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故、その後の避難生活により大きな影響を受けた福島県浜通りの地域において、南相馬市を中止に各種コミュニティづくり事業の開催を通じて、旧来からあった地域のコミュニティ及び人とのつながりが再生することを目指す。また、被災地における経験や知識を医療者の観点から記録・蓄積し、今後の地域で発生する健康上の問題に対応できる人材の育成を行うとともに、地域に存在する精神医療への抵抗感を緩和し、今後予想されるうつ病などの精神疾患や自殺の増加の予防を図る。そのようにして得られた情報を広く世界に発信し、被災地とそれ以外の地域をむすびつける働きにも貢献することで、東日本大震災における複合災害という未曾有の経験についての可視化・共有化を促進する。

(文化振興課)

公告第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十五年二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良事業を行つた者の名称 地区名 土地改良事業の種類 施行認可又は施行工事の完了年月日

会津坂下町只見川土上ノ原 ほ場整備

平成一四年九月一日 平成二三年九月一日

〇日

(農村計画課)

地改良区